

(様式4)

JCE希望の森における国民参加の森林づくり活動の公表
(協定締結)

磐城森林管理署は、下記のとおりJCE希望の森における森林づくり活動の協定の締結をしたので公表します。

- 記
- 1 協定相手方の名称 国土防災技術株式会社 関東支社
 団体名 国土防災技術株式会社 関東支社
 - 2 「JCE希望の森」の概要
 (1) 位 置 福島県相馬市大洲国有林2263林班う1小班

 (2) 面 積 0.15ha
 (3) 主な活動内容 再生活動
 - 3 協定項目
 別添「協定書」(写)のとおり

平成28年 3月 28日

署長等名
担当課
電話：

磐城森林管理署長
森林技術指導官
0246-66-1234

松川浦海岸防災林（相馬市大洲国有林）の再生に向けた活動に関する協定書

磐城森林管理署長（以下「甲」という。）と国土防災技術株式会社 関東支社長（以下「乙」という。）は、松川浦海岸防災林（相馬市大洲国有林）の再生に向けた活動（以下「再生活動」という。）に関し、以下のとおり「社会貢献の森」協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく再生活動を円滑に進めることを目的とする。

第2（社会貢献の森の名称、位置及び面積）

甲は、磐城森林管理署 相馬市磯部字大洲国有林 2263 う 1 林小班内（別紙位置図及び配置図のとおり）の一区画地（面積 0.15ha）において、乙に活動を行わせるものとする。
なお、区画地の名称は「JCE 希望の森」とする。

第3（全体活動計画書の提出）

乙は、協定の締結にあたり、別紙様式1の全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結の行われた日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の再生活動の実施にあたり、別紙様式2により次年度の年間活動計画書を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあっては活動開始前に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、事前に甲と連絡調整を行うものとする。

乙は、現地での再生活動を他の団体等（以下「活動実施者」という。）に委託することが可能であるが、この場合も、あくまで乙の管理下において計画的に実施するものとし、年間活動計画書に活動実施者の団体等名、活動時期、活動内容を確実に記載しておくものとする。

第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6（活動の実施）

- 1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切に連絡調整を図りながら、再生活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、再生活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させながら再生活動を実施するものとする。

第7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあつては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第8（安全確保等の措置）

1 乙は、再生活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期するものとする。

2 乙は、本協定に基づく再生活動の参加者の安全（緊急時の避難を含む。）を責任を持って確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくものとする。

第9（経費の負担）

再生活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、「JCE 希望の森」の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11（標識類の設置）

乙は、甲が国有林野の管理経営上支障が生じないと認める範囲で標識類を設置することができる。なお、この場合にあつては、標識類の設置計画等についてあらかじめ甲と調整を行い、全体活動計画書に添付し提出するものとする。

第12（法令等の遵守）

乙は、再生活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13（山火事防止等の措置）

1 乙は、「JCE 希望の森」及びその周辺において、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。

2 乙は、「JCE 希望の森」及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期するとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。

3 乙は、再生活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、「JCE 希望の森」及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14（損害賠償）

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を賠償するものとする。

第15（「JCE 希望の森」の適切な管理）

甲は、「JCE 希望の森」が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第 16 (協定の破棄)

甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は、乙に事前に通知した上で協定を破棄するものとし、必要に応じて、その事実、団体名等を公表するものとする。

- 1 再生活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
- 2 協定に基づいた再生活動の実施の見込みがない、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合
- 3 「JCE 希望の森」の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要性が生じた場合
- 4 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合が明らかになった場合
- 5 活動希望者の募集公告「第 4 の実施主体の資格要件」の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- 6 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

第 17 (協定の有効期間)

- 1 この協定は、平成 28 年 2 月 16 日から平成 30 年 3 月 31 日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定の平成 30 年 3 月 31 日以降の取扱いについては、特段の事情がない限り別紙様式 1 の全体計画に記載された活動スケジュールに基づき、更新を行うものとする。

第 18 (その他必要と認められる事項)

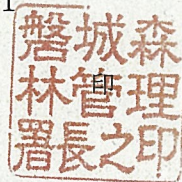
この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 28 年 2 月 16 日

(甲) 福島県いわき市四倉町字東二丁目 170-1

磐城森林管理署長 中澤 文彦



(乙) (住所) 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 2-12-11

(団体名) 国土防災技術株式会社 関東支社
(代表者氏名) 関東支社長 齋藤 彰朗

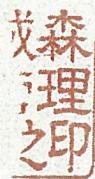


「社会貢献の森」位置図

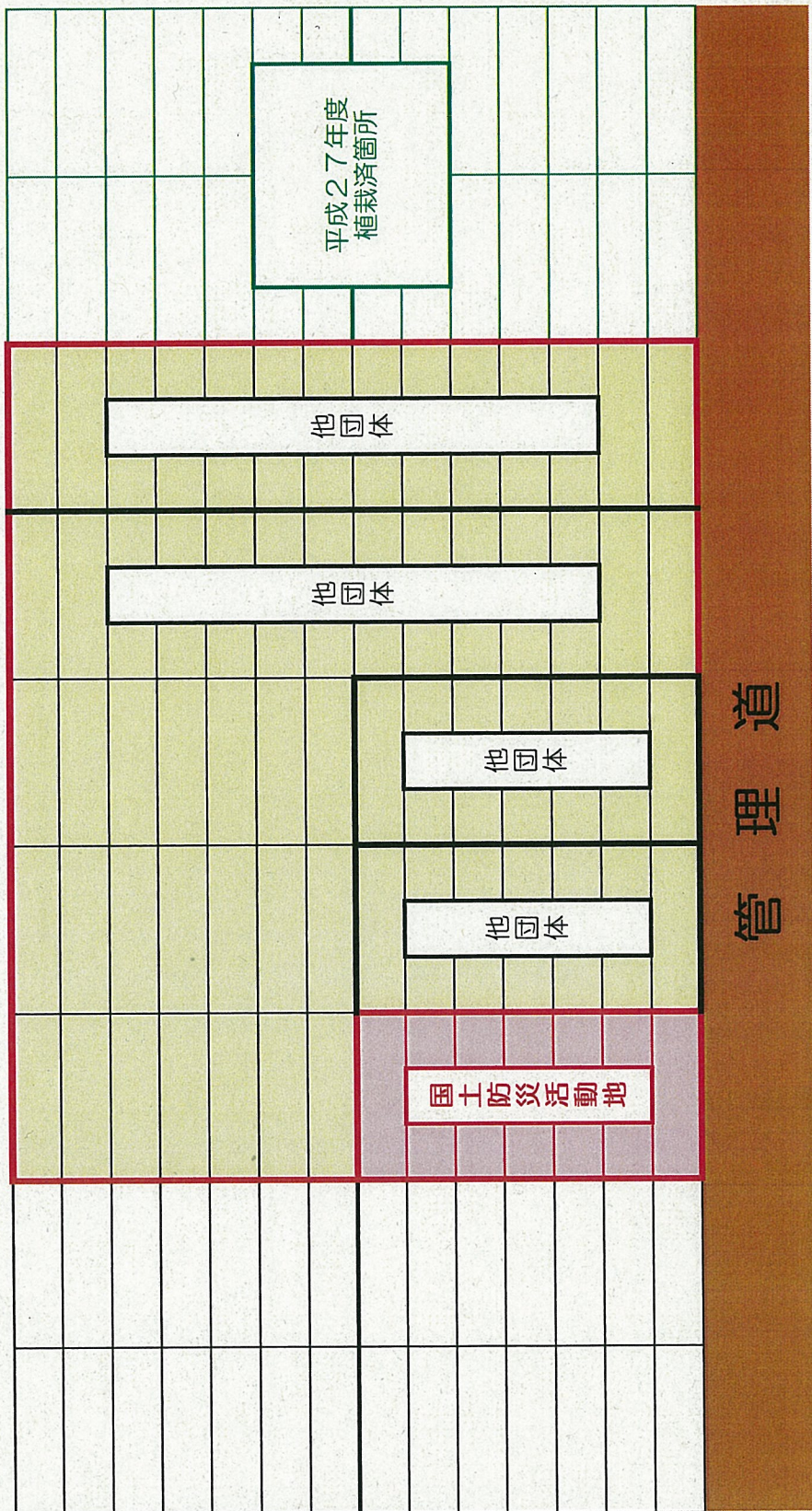
所在：福島県相馬市磯部字大洲国有林2263う1林小班
(2号区)



平成27年度 松川浦ボランティア活動地配置図 (2号区)



市道側



太平洋



国土防災技術様 2号区植栽箇所

他団体 2号区植栽箇所

平成 28 年 2 月 25 日

磐城森林管理署長 殿

協定者

住所 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 2-12-11

団体名 国土防災技術株式会社 関東支社

代表者氏名 支社長 齋藤 彰朗



「社会貢献の森」における全体活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
J C E 希望の森	大洲 国有林 2263 林班 う 1 小班	0.15 ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

海岸防災林の機能を早期に高めるための植栽、保育施業に参画することにより、社会貢献を図る。

(2) 活動の内容及びスケジュール (5～10 年程度のスケジュールを記載)

活動の内容	1 年次 H28	2 年次 H29	3 年次 H30	4 年次 H31	5 年次 H32	合 計
植樹・準備作業	3					3
標識類設置	1					1
環境整備・保育作業	1	1(～2)	1(～2)	1(～2)	1(～2)	5(～9)
合 計	5	1(～2)	1(～2)	1(～2)	1(～2)	9(～17)

注 1) 「標識類設置」の活動を、他の「環境整備・保育作業」と同時に実施することもあり得る。

注 2) () 書きは、必要に応じて実施する。

(注) ・活動内容については、時期・頻度(回数)等について記述する。／ ・標識類を設置する場合は記述する。

3 その他(活動内容の詳細)

- 植栽 樹種：抵抗性クロマツ 植栽本数：900本(密度6,000本/ha)
- 保育 2年次以降、下刈り作業を実施する。必要に応じて補植を行う。
- その他の活動

※ 各種法令の指定状況

・潮害防備保安林 ・保健保安林 ・県立自然公園第2種特別地域

(注) 本欄については、森林管理署で記入。